

あきる野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）
改定業務委託 仕様書

1 件名

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託

2 業務目的

あきる野市（以下「市」という。）では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）に相当する「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画（以下「現行計画」という。）」を策定した。現行計画では、平成25年度から平成32年度までの8年間を計画期間とし、地球温暖化対策推進本部及び同本部幹事会の進行管理のもと、本市の事務事業における地球温暖化対策を推進している。

一方、政府では、地球温暖化対策の更なる推進のため、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を更新した。このため、市の削減目標等は、政府の示す最新の目標等を最が生じている。

このため、市では、市の事務事業における温室効果ガス削減量について、政府の目標等に遜色のない削減量（2030年度までに2013年度比で40%削減）を目指し、温室効果ガス排出量の削減目標の見直しや目標達成のための実効性のある削減方策、計画を全庁的に推進していくための体制強化策などを具備した「地球温暖化防止対策実行計画」（以下「次期事務事業編」という。）を策定する。

3 適用

本仕様書は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務（以下「業務」という。）に適用する。

4 対象範囲

業務の対象範囲は、本仕様書において特に定める場合を除き、現行計画を改定し、新たな事務事業編を策定するために必要となる知見を得るための調査検討の実施とする。

5 業務委託期間

契約締結の翌日から平成30年2月10日まで

6 準拠する法令等

業務は、本仕様書によるほか、地球温暖化対策の推進に関する法律及び同法施行令によるものとし、必要に応じ、環境省、東京都及びみどり東京・温暖化防止プロジェクトから示されたマニュアル・ガイドライン等の技術的助言・情報を参考とする。

7 疑義

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市と受託者が協議し、市の指示に従うものとする。

8 計画書等の提出

- (1) 受託者は、業務の実施に先立ち、業務実施計画書を立案し、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 契約締結後速やかに、着手届、工程表、現場代理人及び主任技術者届、業務実施計画書を市に提出するものとする。

9 協議等

受託者は、業務に当たり、工程、調査・分析の対象・方法、成果について、市と協議し、業務実施計画に基づき、業務の進捗状況を市に報告しなければならない。

10 貸与資料

市は、業務を実施する際に必要となる資料を受託者に貸与するものとする。資料の電子ファイルが存在する場合には、電子ファイル形式による貸与を基本とする。

11 守秘義務

受託者は、業務の過程及び結果から知り得た情報については、市の許可を得ずして公表してはならない。

12 業務の内容

(1) 現行計画の進捗状況の評価

市が提供する市有施設におけるエネルギー使用量等のデータを基に、現行計画の目標の達成状況等について整理し、評価を行う。

(2) 市有施設における設備管理・運転状況の確認

今後の省エネルギー対策について、可能性の検討及び対策の推進に向けた基礎資料として、市有施設の設備管理・運転状況及びエネルギー使用量等（次の調査項目を参照）の調査及び分析を行う。また、市有施設の更新、整備計画について整理する。

<調査項目>

- ・建物概要（敷地面積、建物種類・用途、延床面積、階数、稼働状況、竣工年等）
- ・主要なエネルギー消費設備の概要（設備の種類、用途、能力、使用エネルギー、設置年等）
- ・エネルギー使用量（月別、用途別の使用量）

(3) 市有施設への省エネルギー診断の実施

(1) 及び (2) を踏まえ、事業化の可能性が高いと見込まれる施設を中心に、5施設程度を選定し、省エネルギー診断を行う。省エネルギー診断では、事前アンケート及び現地調査（ウォークスルー調査及び施設管理者へのヒアリング等）を行い、エネルギー使用実態と空調設備、照明設備及び熱源等の設備の運用状況を調査する。

また、選定された各施設における設備の運用改善（チューニングを含む）や機器の効率化、老朽化設備の更新等の実効性のある省エネ改修の方策について検討し、概算工事費、二酸化炭素排出量及び光熱費の削減量、費用対効果、工程等を検討する。

(4) 推進方策の検討

(3) の結果に加え、関係課とのヒアリング等を通じて、市有施設における省エネ改修ロードマップ案を作成する。また、削減可能量の試算、事業収支試算、国等の補助金活用やESCO事業の可能性の検討など、推進方策について検討し、提案する。

(5) 国や都の地球温暖化対策等の動向把握

市が地球温暖化対策を推進するに当たり、二酸化炭素排出量の算定等に影響を及ぼす国のエネルギー政策の動向や、活用が見込める国や都の支援策について、情報収集・整理を行う。

(6) 次期事務事業編策定支援

前記(1)～(5)までの結果を踏まえ、2030年度を見据えた削減目標等を検討し、次期事務事業編(案)を作成する。

事務事業編(案)の作成に当たっては、次の事項に留意する。

ア 地球温暖化対策推進本部及び同本部幹事会による会議を行うこと。

イ 新たな事務事業編の着実な推進に向けて、体制強化

(7) 各種会議の対応支援

本事業の推進に係る各種会議の運営にあたり、必要な資料作成等の支援を行う。

13 成果品

本業務において納入する成果品は、次のとおりとする。成果品は紙媒体と電子媒体で用意する。

- (1) 市有施設の設備管理・運転状況の整理データベース(エクセル) 一式
- (2) 作業記録(調査記録、調査対象施設の省エネ診断書、改善提案書など) 各1部
- (3) 省エネ改修ロードマップ 1部
- (4) 次期事務事業編改定案 1部
- (5) 会議資料案 各1部
- (6) その他、市が求める作業資料 一式

14 成果の訂正

受託者は、成果品に誤りがあった場合には、市の指示により、速やかにその誤りを訂正しなければならない。

15 その他

(1) 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、完了検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。

(2) 環境活動への協力

本市では、「あきる野市公共施設におけるエコ活動の推進に関する要綱」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。

(3) ディーゼル車規制の遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。